

凍霜害を受け、被害を加重したのであります。すなわち茶園面積一千六百五十六町二反歩中、被害面積一千四百七十八反歩で、被害率八五%に当る。なおこれを収穫皆無換算面積として見ますと、四百九十九町九反で、その被害金額は九千九百九十八万四千と推定されるのであります。茶については統計調査事務所のそれを見ますと、作付面積千五百四十町、被害面積千三百八十七反、収穫皆無換算面積三百九十九町五反となりまして、茶については、委の場合よりも差が大きくなつております。これは当地の茶は主として畦畔栽培が多く、調査しにくい点も差を生じた一原因と思われまゝ。本年における被害が昨年に比して比較的輕かゝたゆゑは、昨年の経験にかんがみ、防除対策が積極的に行われたためであります。

その対策について申し上げますと、果に凍霜害防除補助本部を置き、各地方事務所支部、各町村に分別、部落に班を置きまして、熊谷測候所と連絡をとり、凍霜害予報または警報をラジオ、電話等により速報いたし、危険があると思われる場合は、桑葉をわらで覆蓋または包被するとか、桑園に撒水するとか、また重油あるいは薪、わら等を燃焼する。さらに火焰筒によつて煙霧を張る等、適宜各種の方法を用いて防除に努めているのであります。但し、これらの対策は非常に努力を要し、または費用も相当にかさみ、たとえば重油の場合、大体反当二千円程度を要するといわれ、またわらは飼料、堆肥の材料でもあり、これらの防除用にも用いるわけにも行かず、特に相当広範囲にわたる場合は労力的にも不可能であると思われまゝ。

今後の対策といたしまして、まず被害地帯の病害虫の防除と樹勢回復に万の策を講ずることとあります。次に今般行われた防除対策は、いづれも有効な措置であり、今後これを一段と組織化して計画的、総合的に行う必要がありまゝが、おらによる覆蓋、包被等は非常に努力を要するものであるから、部落または適宜単位数の農家による共同作業を行う必要があり、また重油等を用いた場合は、できれば助成措置が望ましい。以上は応急対策であるが、恒久的対策としては、耐寒性の強い新品種を改良すること、また特に地力を培養することが必要であります。一般に地力の高い所は被害が少い事例は、今般の調査で明白になつたのであります。私もつづき土壌の跋涉をしてみますると、いかにも地力の衰へた、肥料のくれてないような所が被害を受けておるといふような実情があり、ありと見えるのであります。こういう点には特に今後指導して行きたいと思ひのであります。特に豊岡茶業試験場の茶はまったく害がなく、防除対策も一般農家よりも行き届いた点もありまゝが、特に地力が高いこと、優良品種が栽培されていることが大きな原因と考えられます。たとえばヤブキタのごときも、あるいは特殊狭山式のごとき強靱な品種の改良の結果がこの原因であらうと思われまゝ。さらに経営の立場から見た改善の対策として、稚蚕飼育用の早生桑を、凍霜にかかる危険性の比較的少ない家屋敷のまわり、地力の高い所または防除措置を容易に行い得る所に植え、他の桑はできるだけ晩生種に転換して行くことも必要であります。

また畑地灌漑施設を行いますことももちろん必要であります。さらに近代化学を取り入れた対策について、もつとつこんだ手段を検討するべきだと思ひます。たとえば、ヘリコプターまたは飛行機によつて風を起すことなど研究するべき方法ではないかと存じます。要するに、気象関係、農業関係一休となつて総合的な対策の樹立をはかるべきであります。

次に、現地側の要望としましては、第一は蚕桑共済保険金の緊急概算払いの実施、第二は稚蚕配給施設費、抽立不能蚕種代金に対する助成、第三は速効性密着肥料の無償配布、第四は長期低利資金の優先貸出し、第五は凍霜防除施設費に対する助成等であります。

なお統計調査事務所が県下百六十農家を対象とした農家経済事情調査によりまして、昨年は一昨昭和二十七年に比較して、現金収入におきまして大差はありませんが、現金支出が増加いたしました。結局二十七年の収支差引三万九千二百十一円の黒字は、昨年は約四〇%を減じ、二万三千四百三円となり、それだけ農家経済事情は悪化して来たものと見られますが、これには昨年の凍霜害及び冷害が大きく作用しているものと考えられますので、この点今後の災害対策上留意すべきものと存じます。

要するに昨年被害を受けまして、またまた今年重ねての被害を受けて、またまた再生産にも支障を来すような実情にありますので、こういう重ねての災害については、特段の政府の御考慮をお願いしたいと思います。以上概要を御報告申し上げます。

○井出委員長 次に井谷正吉君より群馬県下の状況を御説明願ひます。

○井谷委員 私は本年四月の凍霜害による群馬県下の被害状況を、昨五月十日に視察して参りましたので、その概要を御報告いたします。

参加者は、綱島正興、金子与重郎、小平忠、五十嵐吉蔵、井谷正吉の各議員であります。農林省蚕桑系局より小林登英課長、事務局より高木、工藤両君が同行いたしました。

まず佐波郡に入り、勢多郡、前橋市、群馬郡、碓氷郡、甘楽郡の順に実地調査を行つたのであります。沿道における被害状況はもちろん、要所に車をとめて、桑、麦等を手にとりその惨状を見聞するとともに、地元各位の要望を聞いたのであります。

県下の被害状況を申し上げますと、去る四月二十一日及び二十八日両度の降霜が今回の被害の原因でありまして、二十八日には特に気温が低く、所により結氷を見たほどであります。これによつて農作物が決定的な打撃を受けたのであります。元来、凍霜害は割合に地域的に起るのであります。が、今回も霜道に当る地域が甚大な被害を受け、これらの地域の農家は、今年で三年連続の凍霜害にあつて、その経済的打撃はまさに深刻なものであると存じます。また本年は霜道以外の地域にも被害箇所が多く、隣接地区であります。ながら被害の所もあり、これらは気温、露点等の関係によるものと思われまゝです。今後の恒久的対策が望ましいと思ひます。

被害面積につきましても、県側の調査によれば、桑園の被害面積は約一万八千町歩、これを収穫皆無に換算した

面積は約八千五百町歩でありまして、これは全桑園面積の約三三%に当つております。昨年の大凍霜害が約一万九千余町歩でありまして、本年はこれと大差のない広範囲の被害であることがわかるのであります。なお地区別の被害程度は、県と統計調査事務所との調査は若干の相違はありますが、大体数字は決して誇大なものではないと思ひますのであります。県下の桑の生産量は、平年約四百五十万貫、本年の目標は五百万貫であります。今回の桑の減収により、約五十六万貫の桑の減収となる計算であります。

麦類につきましても、被害面積は約一万三千町歩で、被害程度は現在判然とはいたしません。低温による生長、稔実の阻害で今後被害は増大するものと見られます。

次に、ばれいしは被害面積約二千七百町歩、菜種は約四百町歩、果樹は約百七十町歩でありまして、農家の現金収入減による打撃は非常なものであると思われまゝ。

以上の被害総額は合計約七億圓と現在推定されておりますが、麦類の被害増加により、さらに被害額は増大する予想であります。全般に、本年の凍霜害は、昨年のそれと重なつた地区が多く、局部的に甚大な被害を受けておりますので、国においても早急に救助の方策を講ずることが必要であると考へられるのであります。

次に、現地側の要望としましては、一、共済保険金の即時仮払いの実施、二、営農資金償還延期、三、桑樹勢回復速効性肥料購入費助成、四、桑樹病害虫防除薬剤購入助成、それから一般

農作物に対する病虫害予防費助成、営農資金の特別融資、課税の減免の処置を講ぜられたとの要求がございまして、なおこれらの詳細は県調査事務所その他の書類をごらん願うこととしたしまして説明は省略いたしますが、当局において十分この点を御検討になりまして、この際特別の努力をいたされんことを要請いたしまして、私の報告にかえる次第であります。

○井出委員長 次に去る九日の北海道地方における暴風雨雪による農作物被害に關して、芳賀貴君より發言の申出があります。これを許します。芳賀貴君。

○芳賀委員 私はこの機会に農林大臣並びに渡部官房長も出席されておるので、北海道の暴風雨雪災害に關する問題に關して若干發言いたしたいと思ひます。

五月九日の夜半に、日本海を横断して北海道の西海岸に上陸した九六〇ミリの低気圧は、昭和九年以来の最低気圧でありまして、最大瞬間風速は浦河で三六、留萌で三二、小樽、函館二七、札幌二一メートルに達する旋風を交えた大暴風雨雪となつて、これによる被害は北海道全地域にわたりました。しかも十日午後七時現在におきまして、なお北海道各地は平均風速二十メートルの強風を伴う猛吹雪となりまして、特に後志、空知、上川支庁管内におきましては、一尺余の積雪を見まして、かつ札幌地方のごときは実に大正二年以来の異常降雪となつたのであります。さらに網走、釧路、十勝の一部地域におきましては、いまだに交通、通信が杜絶の状態にあるのであります。このために北海道各

地域におきましては、人的被害といはしましては、相当数の死者あるいは負傷者を出したのを初めいたしまして、家屋の倒壊あるいは漁船の沈没、漁網の流失その他は道路、河川、橋梁、港灣、漁港、山林等の被害は、実に甚大かつ広汎にわたつてゐるということが確認されるのであります。特に北海道最大の穀倉地帯であるところの石狩、空知、上川支庁管内におきましては、温冷床苗の生育の一番重要な時期にあたつておりました、これらの温冷床苗の被害は想像に絶するものがあるものであります。北海道におきましては、今年度約四百三十万坪の温冷床の設置を行ひまして、特に十八年度の冷害対策の一環といたしまして、この設置された温冷床苗の對しては、政府の助成等も一億一千余万円が交付されるようなことが約束されておるわけでありまして、これらの施設は実に二百四十万坪程度全滅の危機に瀕しておるといふような状態でありまして、さらに判明した被害の具体的内容等に對しましては、幸い本日北海道の田中知事が当委員会に参つておりますので、委員長におかれこのことを十分考慮されて、もし本委員会において田中知事からの陳情等を聴取することのお手配が願へれば、非常に幸甚と考えておるわけでありまして、特に北海道におきましては、昨年の凍害並びに冷水害等によつて、農業関係においても非常に甚大な被害を受けまして、これが復旧というやうな意味において、今年度の食糧増産に對しましては、水稲等におきましては、特に温冷床苗を中心にして耐冷、耐病等の品種を選んで設置しようというやう

なときに至つて、このやうな予期せざる被害を受けたのでありまして、この點に對しては、後刻知事から具體的な陳情等を聴取されると同時に、農林大臣等からも、この緊急対策に對して、特に好意のある、しかも熱意のある善処方の意思表示を願ひたいというふうな考えをわけでありまして。

○井出委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○井出委員長 速記を始めて。引続きこれより酪農振興法案を議題といたし、審査を進めます。前會に引続き質疑を行います。芳賀貴君。

○芳賀委員 私は前回の委員会において、第三節まで一応質疑を進めたわけでありまして、本日は残余の點に對しまして、當局から具體的な御答弁を願ひたいと思ひるのであります。

第三節の生乳等の取引の問題であります。この法案によりまして、契約等の文書化を行つて、そうして一応乳価の安定をはかるというところがねらいであります。具體的には価格のとりきめ、あるいは文書化を行う場合において一番問題になる點は、酪農民の生産するところの乳価の安定というものがどのやうな意味において表現せられるかという点であります。これは単に乳価を安定させるということではなくて、この乳価の中に包含されるところのいわゆる生産者のコスト、こつちうものがどのやうな具體的な算定方針において、この契約の基本的なものとしてこれを算出することができるといふ點に對しては、明確にこの法律の中において示されておらないわけでありまして、この點に對して局長はどのように考へておりますか。

○大坪政府委員 酪農を振興させまして、しかもその上に国民大多數が安いで、値段で牛乳を飲み得るといふことは、わが国の食糧問題解決の上からいへば、農家の生活安定の上からも一番必要なものであらうと思ひます。できただけ乳価を安くするといふことが国民食生活の改善の上から必要であるのであります。安くしました結果が農家にだけ背負われるといふことは、これは酪農振興上からもとるべき措置ではないのでありまして、価格引下げの努力の結果といふものは、農民側も、製造する側も両方のおの努力をされまして、引上げをするといふことでなければならぬと思ひます。これはきつめて困難な問題であるのでありまして、農家個々によりまして、また地方々々によりまして非常に違ふと思ひます。少くとも再生産に間に合ふといふやうな価格でなければ、農家にとりましては非常に酷であります。農家が安心して乳牛を飼育いたしまして、しかもそれによつて決して欠損を生ずるといふやうなことがないといふやうな程度には、少くとも維持しなければならぬ、こつちうやうに考へるのではありません。そつちうの問題が個々の場合にきつめて困難ではないかと思ひます。であります。少くとも再生産を維持するに必要な価格は維持して参りたい、かやうに存するのではありません。

○芳賀委員 再生産を維持する価格といふと、たとえば一例をとつて、現在の全国的な乳価といふものは、非常に画一的ではないわけでありまして、少くとも最低一升四十五、六円か

ら五十五、六円までの、これくらいの幅であるといふやうに考へるわけですね。特に局長の御答弁の中において、先般乳価を引下げるといふことを非常に強く主張されておるわけでありまして、現在の乳価から見ると、この法律の持つ効果といふものは、これ以上これを引下げることになるか。再生産を保障することのできるやうな正当価格を設定するといふことになる、現在の線から上まわるといふことになるか、その推定はどちらになりますか。

○大坪政府委員 原価採算と申しまして再生産費と申しますか、その點につきましては、乳牛の飼育がどういふやうな状態のもとに行われてゐるか、これによつて非常に違ふと思ひます。たゞとて申し上げますと、大部分を草その他自給飼料でまかなつてゐるか、あるいはその多くの部分を購入飼料によつてまかなつてゐるか、こつちうやうな条件によつて非常に違ふと思ひます。であります。私どもいたしましてはその點につきまして、できるだけ自給飼料、特に濃厚な蛋白質源を持つております草資源、こつちうなものによつて飼育して参る、そつちうな濃厚飼料の価格の影響を受けることもきつめて少いのでありまして、しかも購買したものでないものでありますから、その點につきまして非常に有利な状態になるのでありまして、そつちうやうな飼育状態が一般化して参りますと、それだけ牛乳の価格は全体的に見まして下げてよろしい。もちろん個々の場合に当てはめて参りますと、ほとんど大部分を濃厚飼料によつてまかなつてゐる場合には、その生産費が

自然高くつく、こういうようなことになるのではないかと、思うのであります。が、少くとも私ども意図しておりません、特に集約酪農地帯のような所で飼育いたしたものに過ぎません、相対引下げ得るんじゃないだろうか、かように考えているわけでありませう。

○芳賀委員 飼育している乳牛から乳量の増加を期待する場合においては、もちろん濃厚飼料をあてなければならぬわけですが、最近における飼料の価格は、酪農振興法等が、ある意味において影響しておるか、非常に高いわけでありませう。こういう点に對しては、たとえば飼料自給安定法等においてもふすま等、そういうような飼料に對するある程度の価格の高騰の抑圧が、できるような法的措置もとられるわけでありませう。現在においては、飼料の価格も一応最高の限界まで来ていゝるようには見えるわけですが、そういうような飼料の価格の場合——特に最近における乳牛そのものの価格が非常に高いわけですが、少くとも相当の乳量を出す牛は、三十万円以上を出さなければ購入できないということになりますと、乳価をきめる場合においても、飼料の価格あるいは乳牛の償却等を考えた場合においては、非常にこれは浮動性が出て来ると思うわけですが、その中において一つの価格の安定をねらうというところは非常に困難なことであると思ひますけれども、これらの困難を克服するために、どのような具体的方法によつて調節されるお考えであるか、その点をお伺いします。

○大坪政府委員 牛乳の価格の安定の問題でございますが、御承知のように牛乳は季節によりまして、生産の方面

にある程度の週期的変動がありますと同時に、消費の方におきましても週期的な変動があるのであります。その結果価格面におきましても、ある程度の季節的な、週期的な変動が生れて来ているのが通例であります。しかしこれは大体そういう傾向があるというところであるのでありまして、もちろん飼料の価格等の関係で、年間におけるそういうような価格の季節的な変動が、必ずしもぴつたりとそういうふうに来ているとは限らないと思ひます。であります。私どもといたしましては、できるだけ購入すべき飼料の範囲を少なくするようには努力をいたして参りたいと思ひます。現在飼料、特にこれは精糖類と申します、かす類が非常に高くなつておるのであります。この点につきましましては、いろいろと、外国からのふすまの輸入、代替的飼料の供給という点を考慮いたしておるのであります。私どもが、いづれにいたしましても乳価が相当の価格に相なりましますので、濃厚飼料をよけいにするという傾向にあるんじゃないかと思ひます。農産物と私どもといたしましては、農産物とつき結びつきました酪農を振興させまきり、乳牛の飼育が濃厚飼料にたよるというところは、少しでも割合を少くしたいと思ひます。濃厚飼料に全面的にたよつておられます酪農が一般的であります場合には、飼料の価格の変動が非常に激しいとき、特に価格の著しい高騰の場合には、乳牛の再生産というものが逆生産になるというふうなこともあります。日本酪農振興はきわめて基礎が弱いというところに相なるのではなからうか

と思ひます。できるだけ農産物に溶け込み、かつ自給飼料というものと溶け込んだ酪農の振興ということをして私ども考えたわけでありませう。

○芳賀委員 私の疑問とするところは、局長はたゞいま価格決定をやる場合においては、再生産を可能ならしめる価格を一応の限界にするというお話でありましたけれども、現在の経済状態の中においては——特にこれは価格面においては自由な取引なんですね。しかもこの法律においては、あるいは最低価格を支持するとか、最高価格を押しえるとか、そういうふうな有権的な措置は全然とられることになつておらぬわけですね。そういうふうな状態の中において、その一つのねらいである価格維持をやるということが可能であるか不可可能であるかというところが問題になつて来ると思ひます。局長はこの程度の法律をつくることによつて、価格の維持はある程度期待に沿える線において、いわゆる生産者の価格が維持されるというふうにお考えになつていゝるかどうかというところなんです。価格を引下げるといふ安定法であれば別ですけれども、少くとも生産者の立場の上には立つた乳価を維持するという上においては、この法律に對する期待はあまり持てぬんじゃないかというふうに考へるわけですが、その点は自信を持つておられますか。

○大坪政府委員 たゞいま御指摘の通り、私どもといたしましては、本法が成立いたしましたあかつきには、生産者の地位が全面的に擁護され得るとは考へておりません。この法律もきわめて初歩的な制度でありまして、規定の形式、内容その他すべての物事を強く全面的に解決して行こうというふうな建前のもとにできておるものではないのでありまして、生乳の取引につきましても、できるだけ生産者の地位を擁護して参りたい、こういうふうな考え方からもちろんスタートいたしておるものであります。本法によりまして全面的に生産者の地位が保護できるといふふうには私ども考へていないのであります。ただ當時生乳の生産者、供給者としての地位を持つておられますので、不当に製造業者の方から買いたかれるというふうなことがないようにも、文書契約の内容等につきましても、明朗に白目のものとすべつてのことをやつて参り、そうして内容につきましても、少くとも不当な点がないように、内容を明らかにしまして取引させて参りたい。それによりまして社会的な批判と申しますか、そういう組上に乗せることにいたしまして、不当な搾取と申しますか、買いたたかれたというふうなことがないようになつて参りたいと思ひます。

○芳賀委員 この文書契約の場合の当事者というのは、もちろん乳業を行う者と生産者の場合をさすものと考へますが、特に集乳事業というものを一つの事業の中に入つておるわけでありませうが、今の段階におきましては、牛乳を集めるというふうな形は、これはやはりほとんどが協同組合等を通じて、そこに一応集乳されるというふうなことであつて、これは明確に乳業と一つの集乳事業としての企業的なものと解釈する場合においては、相当時代的なずれが出て来るのじゃないかというふうに考へるわけでありませうが、この集乳等はむしろ生産者側の行く仕事であるというふうには判断してさしつかえないんじゃないかというふうには私ども考へるわけでありませう。特にこの文書協定を行うような場合においては、当事者という生産者側の立場は、これは個人あるいは生産者団体等をさすというふうには考へますけれども、少くとも一つの乳業を行う企業に對して、生産者側が契約を結ぶという場合においては、その人格の単位というものは、でき得るならば農業協同組合と業者間において契約を締結するといふところまで、地位を高めておく必要があるのじゃないかというふうには考へるわけですが、その点はどのように考へておられますか。

○大坪政府委員 牛乳の取引につきましましては、いろいろな形態があると思ひます。であります。が、私どもといたしましては、法律を制定と申しますか、書きまします以上、あらゆる場合を想定いたしまして、一応それを対象にいたしまして処理して参る、こういうふうなつもりで一応集乳事業というふうな形態を考へたのであります。たゞいま御指摘の通り、農業協同組合が組合員の生産いたしたところの牛乳を共同販売する場合に、これをいわゆる集乳事業というふうなものとして観念していかどうかにつきましては、非常に問題があるかと思ひます。非常に問題があるかと思ひます。これは農業協同組合の本来の事業であるのでありまして、これらの点につきましましては、本法におきましても、組合と組合員の売買の場合との間の関係につきましましては、当然法律の対象外にいたしておるのであります。われわれといひましては、集乳事業というものを

あると思いますが、局長はどう思っておりますか。

○大坪政府委員 あつせんの申請に對しまして手数料を納付するということにつきまして御意見があつたのでありますが、私どもといたしましては、御意見の通りそこになか／＼すつきりした理由のつけにくいというような点も見受けるのであります。が、先ほど申し上げましたように、一応行政行為

を求め、しかもそれによつて利益を受ける。ただいま御指摘の通り、申請をするのは大部分の場合に生産者側の方じやなかろうかと思ふのであります。従つてこの手数料等につきましては、私どももいたしましては、許す限り低い金額に持つて参りたい、かように考へておるものであります。一、最低限あつせん料を納付してもらつて、こと御納得をお願いしたい、かように考へるわけでありませう。

○芳賀委員 その点は、たとえば調停委員会あるいは仲裁委員会等とまつた同じであるといふことは言へませんけれども、ある程度紛争を正しく処理するといふ場合には、そういうふうな性格といふものは公益的な立場において持たれる必要があるといふふうに私は考へるわけでありませう。それから特に紛争の処理に對しましては、やはり何かめ手がなければならぬと思ふわけでありませう。これに對しては、やはりある程度有権的に紛争の処理が最終的には可能であるといふようなあつせん委員会ならあつせん委員会の構成といふものは、どうしても必要になるんじやないかといふふうに考へられますけれども、この点が非常に欠けておると思ふわけでありませう。

それで都道府県単位におきまして、各当事者の推薦した者あるいは学識経験者有する者の中からあつせん委員候補を委嘱しておくと、いふやうな形でありませうが、この紛争を処理する場合においては、当然各当事者の側を代表する者は必要でありませうし、それ以外の学識経験者といふやうな委員はむしろ中立的な、公益的な立場を代表する委員等がこれに加わる必要があるんじやないかと考へますが、この学識経験者といふ表現は、かかる中立的な、公益的な立場を代表する者としてこのやうな表現を使つておるのか、

【委員長退席、金子委員長代理着席】

まつたく学識経験を有すればどちらの利害に偏してもかまぬといふやうな考へでこの二名の委員は考へておられるか、これは紛争処理にあたつても非常に重大な影響があると思ひますので、その点を具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 当事者を代表する委員といふやうな学識経験者といふ二本柱になつておるのであります。二つの紛争がありまして、その紛争を処理いたします場合に、当事者の利益も十分に主張いたしまして、そして十分に述べ尽して行くことも必要でありませう。そこで、当事者委員といふものも認めておるわけでありませうが、第二号の方の委員の方は、いわゆる中立委員といふふうに御念いたしておるのであります。たゞいま御指摘の通り、どちらの当事者の利益の観点にも立たない、まつた公益と申しますか、公益を代表した第三者としての中立的立場に立つての委員、かように考へておるのであります。従つてどちらの側に立つやうな事情のもとにあるやうな方は、もうな事柄のもとにあるやうな方は、もうな事柄の場合には不適当じやないか、かように考へるのであります。

せん委員会等に持ち出したその紛争の内容といふものは、もちろん一つの公益的な機関にそれを持ち込んであつせんを申請している場合において、その場合においてもなお経過の中に秘密を要するやうな点があるかないかといふことは、これは非常に問題になると思ひますけれども、このように最終的なきめ手を持たないで不調に終つたやうな場合においては、一つの方法としては、これを社会的な判断にまかせるといふやうなことも、これは間接的な意旨味における紛争の処理の方法である。これは非常に微温的な抽象的な方法であるけれども、そういうことも一応考へられるわけでありませう。その場合においては、あつせん委員の全内容を公表するといふことは必ず必要になつて来る。にもかかわらず秘密の部分を除くといふことになる、公表された経過の内容といふものは、まつたく骨抜きのものにしかなつておらぬといふふうに考へられますが、何ゆゑに「秘密を除く」といふことを特に明記されたか、その点であります。

○大坪政府委員 これは売買当事者の紛争につきまして双方をあつせんいたしました場合に、その当事者のいふやうな申立ての内容等につきまして、それがいふやうに不調に終つておる内容が公表する場合に、多くとられておる一つの例であるのであります。たとへて申し上げますれば、いろ／＼あつせんをしておる間に、業者の生産コストと申しますか、製造工程と申しますか、おのずからさういふやうな事業上の機密の点に觸れて参る場合があるものであります。この点につきまして商業上の機密と申しますか、さういふやうな点はいわゆる私権の保護と申しますか、さういふやうな点から保護して参らなければならぬのでありますから、さういふやうな場合におきましては、おのおのさういふ特別機密の事項は除外する。それは秘密のままにして特に公表しないといふやうな措置を多くの場合とられておるのでありますから、この場合におきましてその例にならなして、一應機密の事項につきましてもこれを公表しない、かようなかつてはこれに相なつておるわけでありませう。

○芳賀委員 さういふと、この秘密といふ場合は、おそらく企業者側でとられる秘密といふことになると思ひます。さうすると、秘密といふやうな申出に對しては、それが非常に解釈が拡大されるやうなおそれがあるといふことが一点と、特にこの紛争のあつせんといふものは、各都道府県単位に行われるといふことになるわけでありませう。でありますと、府県によつては、場合によつては生産者側の正当な主張が通る場合もある。場合によつては生産者側の主張といふものが非常に圧迫されて行く場合もあつて、結局でこぼこが出て来るわけでありませう。場合においては、その生産者の立場が正しく認められない、処理されないやうな紛争等が、あまりに秘密事項だけがなくて残余の点が公表されたといふことと、それからその経過の内容がことごとく公表されたといふ場合において、社会的に、全国的に、特定の不当なとりきめをしよとするやうな紛争に對しては、それを指摘されることが出来るわけでありませう。さういふ場合においても、やはり全体の関連性の上に立つて、このあつせん委員の経緯を全面的に公表させるといふことの方が正しいのじやないかと私は考へてゐる。特に最終的なきめ手がないといふやうな、さういふ骨抜きの法律をつくる場合においては、やはり何か社会的な批判のもとにおいても、正当性がそこから生れて来るやうなことにしたいと、これはどういふ場合においても完全に骨抜きにするといふことにはかならずと思ひますが、局長はさういふやうな欠陥といふものは、はたしてどこで補うお考えでこの法案をつくつたか、その点もあわせてお伺ひしたいと思ひます。

○大坪政府委員 生乳の取引の紛争の場合においてはあつせん委員の機密事項の問題でありませうが、これは機密事項に觸れるといひますれば、ただいま御指摘の通り、工場側と申しますか、乳業者の場合にさういふことが多からうと思ひますのであります。しかしながら乳業の現段階におきましては、いわゆる機密事項として公表しては困るというやうな点があるかどうかにつきましては、これは実は私もその方の専門ではないのでありますから、詳しくは知り得ないものであります。おそろく特定の機密的な事項といふものは、具体的な場合あまりないのじやなかろうか、かように考へるのであります。もしさういふやうな場合がありませうと、さういふやうな場合がありませうと、さういふやうな場合においてはさういふやうなことはなからう、かように考へてゐるわけでありませう。

○芳賀委員 次に紛争処理の場合は、都道府県段階であります。さういふやうな

ような不調に終るような紛争がもし非常に多い場合においては、これを何か全国的な規模のもとにおいて、ある程度調整するということも必要になつて来るのじやないかと考えます。この法案によりますと、中央段階において、たとえば農林大臣等の立場において、これらの紛争に対する善意なる、あるいは助言とか監督とか、紛争の処理とか、そういうことはいささかも表現されておらぬわけでありすが、もとよりこの乳価の決定等にあたりまして、全国的に価格を一本にするなどというようなことはとうていできませんが、当然地方の特殊性とか実情等に即応した乳価の決定というものが、必要になるわけでありすが、これが一つの行政的な面から見ても、この法律を正しく運用する場合においては、都道府県段階において紛争処理ができなかつたというような事案に對しては、中央の何らかの機関等によつて、これが最終的に処理できるようなことまで持つて行く必要があるのじやないかというふうに考えますが、そういう点に對しては、どのような配慮を持たれようとするか、その点をお伺いいたします。

○大坪政府委員 本法が制定せられましたあかつきに、生乳の取引に關連いたしまして紛争がどういふような状態で発生し、また処理されるだらうか、この問題はきわめて大きな問題であるのであります。私もいたしましては、牛乳の消流関係は日々生産し、日これを供給し、かつ非常に腐敗性の強い商品でありますので、その取引が円滑に行われるということが絶対必要じやなからうかと思ふのであります。

しかしそれかというて、生産者側がそういうような必然的な関係のもとにありまうので、それをいい材料にして不当に買いたたくというようなことは、これは誠に願ひなければならぬ問題ではなからうかと思ふのであります。紛争の処理につきましては、今後全国的な関連におきましてどういふふうに動いて行くか、これは非常に大きな問題であると思ふのであります。もちろん地方々々によりまして、価格その他取引条件につきましてはその特殊的な事情もあるわけでありすが、乳価というものの全国的な価格構成、これは中央から押しつけるというやうな段階にはなかつた行きかねると思ふのであります。各地々々におきましてその地方の事情に基づき文書的な長期契約というものを下から積み上げて来る価格構成と、中央から一般的な価格水準と申しますか、そういうものとの相関関係におきましておのずから一定の線が出て来るのじやなからうか、かように思ふのであります。この生乳の取引関係につきましてあつせん制度を設けておるのであります。もちろんこの制度によりまして取引の問題が全部片づくというふうには考えていないのであります。これにつきましては牛乳関係業者、もちろんこれは生産者も製造業者も、日本の酪農を振興して参りますために協同的な協力一致の態勢をつつてもらうことが絶対に必要じやなからうか、かように存するのであります。

○勞資委員 これで一応法律の全体にわたつた質問を大休したわけでありすが、さらに都道府県知事が酪農振興計画等を策定し、あるいは地域指定等を行う場合において、一つの考え方として、府県単位に審議会的なものを設置して、これに対する答申を受けるとか、あるいは献策をさせるとかいうやうなことも、その地域の都道府県の内部におけるところの酪農振興を全体的に推進させるために必要であるし、特に心配になるのは、集約地区の指定を受けることのできなかつた地域の酪農振興というものを、決して差別的に放置することはできないと思ふわけでありすが、そういう広い意味における酪農振興の事業を推進し、あるいは樹立するといふやうな場合においても、それらの助力の機が必要でないかと、いふふうには考えるわけでありすが、この点に對しては、当初のお考えの中にはそういう構想もあつたように承つておるわけでありすが、たとえばこのやうな審議会といふものは、都道府県の条例等においても設置することが可能でありまうけれども、こういう点に對しては、積極的にそういう指導を行うやうなお考えであるかどうか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 酪農の振興、特に集約酪農地域の指定あるいは集約酪農地域におきまして酪農振興計画の計画策定並びにその実行といふものに關連いたしまして、広く学識経験ある者の意見を聞くといふやうな意味合いにおきまして、都道府県等におきましてそういうやうな審議会をつくることにつきましては、私ももつた賛成であるのであります。私もいたしましては、できるだけそういうものを制度化して参りたい。従つて法律上の一つの制度にして参りたい、かように一応考へておつたのであります。行政機構の簡素化等の点もありまして、制度上の問題として、當然に審議会をつくるということにつきましては、差控えたやうな次第であるのであります。しかしながらただいま御指摘のやうな点は、きわめて重要なことであります。また大切なことでありますので、今後特に酪農振興を強力にはかつて参りたいといふやうな府県等につきましては、ぜひそういうやうなふうに行つてもらう方がよからうといふふうに考へておるのであります。指導の面といたしましては、できるだけそういうやうな審議会等をつくりまして、酪農振興の指針あるいは酪農地域に指定されたなかつた地帯の一般的な酪農の振興といふやうな点につきましても、県内の各方面の意見を聞いて実行して参るというふうに行つて参りたい、かように考へておるわけでありまう。

○勞資委員 次にこの法律に付随する問題であります。酪農振興が行われ、わが国においては牛乳の生産量が高まつて来るという、結局それを消費面において、どのように有効に消費するかということが出て来るわけでありまう。需給関係のバランスを欠くと、結局酪農を振興したことによつて乳価が安くなつて、結局農地民は苦勞だけしたことに終つてしまふという事例が今まで多いわけでありすが、このやうな牛乳の消費の促進といふやうな点に對しては、これはむしろ大臣あるいは次官から直接お伺ひした方がよい問題であるかもしれせんけれども、関連事項として局長のお考えを聞いておきたいのと、もう一つは、MSA協定によるところのアメリカの余剰農産物の買付の中で、二百万ポンド程度のバターを輸入することが、巷間伝わつておるわけでありすが、こういうことになりまうと、これはただちにわが国の酪農の面に対して影響を及ぼして来るわけでありすが、先日はそういうことは具体的でないといふことで局長も否定しておられたやうであります。もしも協定の中においてかかる余剰バターが輸入されたやうな場合においては、これをどういふやうに処理して、現在の国内におけるところの乳価の維持に當るかといふやうな、これは一つの予測される事象であると思ひますが、それに対する対策を持つておられると思ひます。で、そういう点に關しても、参考的に伺ひしておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 第一点の問題であります。酪農の振興に伴つて消費が伴わなければならぬ、これはまさに御指摘の通りであるのであります。御承知の通りに、わが国は諸外国と比べて食糧の相違もありまうが、とにかくわが国の牛乳、乳製品等の消費量は、一般諸外国に比べて、比較にならない数字であるのであります。従いまして一般的な問題といたしましては、わが国の消費といふものは、今後乳製品等につきましては、増加するといふ傾向にあるといふことが考えられますので、一般的な問題につきましては、大抵生産増くらいのもものは、消費増として当然くつて行くといふこととは、一般論としては言ひ得るのではないかと、かように存するのであります。が、もちろん個々具体的の場合におきましては、必ずそうであるかといふことは問題であると思ひます。そこで学校給食の奨励あるいは牛乳等

〔午後三時五十九分懇談会に入る〕
〔午後五時十分懇談会を終つて散
会〕

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局